

令和8年度県産木材ブランド力向上推進委託業務  
企画提案募集要領

1 募集の目的及び概要

(1) 目的

琉球列島に固有の樹種を含む本県の木材は、多種多様な特性を持ち、木目・色合い等も多彩である。その一方で、本県の木材資源は、県外で主に生産されているスギやヒノキと異なり、通直性に乏しいうえ、生産拠点であるやんばる地域が令和2年度に世界自然遺産に登録され、環境保全の意識が高いこともあり、伐採面積が小規模となるため、少量生産で製品単価が割高となる。このため、沖縄県の森林資源の循環利用を持続させる上で、付加価値の高い木工製品への理解醸成が求められており、県産木材のブランド化に力を入れているところである。

これまで、県内向けの販売促進イベントや県外向けの普及PRイベントは実施してきたが、高価格で取引されることが期待される都心部に向けた販売促進が不足していた。

本業務では、県産木材のブランド価値の向上に向けた販売促進イベントまたは展示PRを県外で実施するとともに、イベント開始前からSNS等で商品を公表し、消費者が事前にオンラインで把握していた製品を直に見ることで購買意欲につながるかを検証する。オンラインでの販売前の商品公開の効果については、県内イベント（沖縄ウッドフェア）の売り上げ状況によっても検討する。

(2) 事業期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）とする。

(3) 予算について

本委託業務に係る予算は4,422,000円（消費税及び地方消費税含む）とし、この範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であることから、実際の契約金額とは異なることがある。

2 応募参加資格

単独で応募する場合は、(1)～(9)に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

(1)官公庁（国、地方公共団体）が発注した、本委託業務と類似する業務の受託実績を過去10年間（平成28年度～令和7年度）に1件以上有しており、履行確認（合格通知等）がとれる企業・団体であること。

※「類似する業務」とは、以下のとおり。

○ 県内外での木材の販促イベント企画運営、県産品の普及イベント企画運営、又は、森林業又は自然環境に関する調査・普及PR

(2) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な実施体制を有し、管理責任者を1名以上、共同事業体にあたっては、代表者（幹事企業）は管理責任者を1名以上、他の構成員はそれぞれ1名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

なお、「管理責任者」には、(1)で規定する実績を有し、業務の進捗状況や内容等に関する打ち合わせ等に円滑に対応できる体制を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に、①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、②破産者で復権を得ない者、③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

(4) 参加資格表明書の提出から契約締結日までに指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。また、契約締結日までに会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更正又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。

(5) 本公募要領や「企画提案仕様書」に記載された趣旨をすべて了解する者であること。

(6) 県税等の納付義務を有する事業者においては、滞納がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団並びに警察当局から排除要請がある団体でないこと。

(8) 参加表明書提出の日以前6ヶ月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

なお、参加表明書提出後、契約締結日までに不渡り手形等を出している場合は、候補者を取り消しし、次点の提案者を候補者に繰り上げることとする。

(9) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置していること。共同事業体で本業務を実施する場合には、主たる事業者が沖縄県内に本店又は支店あるいは営業所を有していること。

(10) 共同企業体で応募する場合、以下の要件を満たすこと。

- ・代表者(幹事企業)は、構成員のうち最大の業務能力及び出資割合を有していること。
- ・代表者は(1)～(9)を全て満たすこと。
- ・代表者以外の構成員は、(2)～(9)を全て満たすこと。

### 3 委託業務説明会

以下により委託業務内説明会を行うため、参加する者は、「参加の意思」と「出席者」、「連絡先」を連絡すること。なお、本事業に応募するにあたり事業内説明会への参加は必須条件ではない。

(1) 開催日：令和8年4月14日(火)9時30分～10時30分

(2) 開催場所：沖縄県庁9階第4会議室

(3) 連絡先：aa048210@pref.okinawa.lg.jp

(4) 参加人数：原則、各社2名までとする。

## 4 応募方法等

### (1) 参加申込

ア 申込期間：令和8年4月9日（木）～令和8年4月16日（木）15:00

イ 提出書類：参加申込書【様式1】、参加資格要件確認票【様式2】、  
実績書【様式6-1】【様式6-2】、誓約書【様式8】

ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。提出部数は1部とする。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

※共同事業体での応募の場合、共同企業体協定書【様式10】を提出し、代表事業者が応募を行うこと。また、実績書【様式6-1】【様式6-2】は本委託業務において主たる事業者の実績を提出すること。

エ 選定通知：参加申込に係る提出書類により参加資格要件を確認し、審査結果については、令和8年4月17日（金）までに通知する予定である。

### (2) 企画等提案書提出

ア 提出期限：令和8年5月1日（金）12:00まで

イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式3】

企画等提案書及び応募書類一式【様式4-1、4-2、5、6-1、7】

（下記5参照）

ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。5提出物を参照すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

(3) 質問がある場合は、令和8年4月23日（木）12:00までに質問書【様式9】をファクシミリまたはEメールで提出すること（提出したことを必ず電話等で連絡すること）。

質問への回答は森林管理課 HP またはメールにて回答を行う。掲載（回答）は令和8年4月27日（月）に行う予定である。

なお、質問票は参加資格要件審査の結果に関係なく質問することができる。ただし、回答は本委託業務に関連する質問のみとする。

※問い合わせ先は、下記14を参照すること。

## 5 提案内容の要件

業務企画提案仕様書を参照すること。

## 6 提出物

(1) 参加申込書 …………… 【様式1】

(2) 参加資格要件確認票 …………… 【様式2】

(3) 企画提案応募申請書 …………… 【様式3】



## 9 審査の方法

(1) 応募数が6者以上の場合は、1次審査（書類審査）を行い、上位5者について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募数が5者以下の場合は、全ての業者が2次審査の対象となる。

なお、1次審査を行った場合、上位5社から漏れた業者については、その結果を令和8年5月7日（木）までに通知する予定である。

(1) 2次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案書審査会において、各社のプレゼンテーションについて、業務の趣旨・目的等、専門的視点から審査、採点する。

(2) 総合得点の高い方を上位として、順位付けを行う。この順位を事業者毎に平均し、上位の事業者を特定する。上位の順位が同点の場合は委員の多数決により特定する。  
（今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない）

(3) 前項によって第1位となった応募者については、メールまたは電話で事前に連絡し、追って通知する。あわせて次点以下の応募者についても採用の可否について、通知する。

(4) 審査会全員の評価の点数が6割未満の企画提案事業者は特定しない。

## 10 評価基準

審査に当たっては、「企画提案書評価基準」に記載した内容について評価する。

## 11 スケジュール（予定）

|      |               |                                    |
|------|---------------|------------------------------------|
| 令和8年 | 4月9日（木）       | 公募開始                               |
|      | 4月14日（火）9:30～ | 委託業務説明会                            |
|      | 4月16日（木）15:00 | 参加申込締切                             |
|      | 4月17日（金）      | 参加資格選定通知                           |
|      | 4月23日（木）12:00 | 質問書締切                              |
|      | 5月1日（金）12:00  | 企画提案書提出締切                          |
|      | 5月7日（木）       | 1次審査結果通知<br>（6社以上の提案があった場合）        |
|      | 5月11日（月）      | プレゼンテーション審査（予定）<br>沖縄県庁9階第4会議室（予定） |
|      | ～5月           | 採択・決定～契約                           |

## 12 その他留意事項

(1) 書類提出にあたっては、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。

(3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

- (4) プレゼンテーションに際しては、3 (2) の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコンを活用したプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) 1 事業者（共同事業体）あたり、提案書は1 件とする。
- (7) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (8) なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。
- (9) 採択された者が、契約締結日までに採択要件に該当しないこととなった場合、事業者として特定されたことを無効とし、次順位の者を委託候補事業者として繰り上げることにする。

### 13 委託企業決定後の業務執行について

#### (1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

なお、保証金免除にあたり、関連する類似事業を「2 応募参加資格」の (10) に記載しているが、具体的内容は契約候補者として決定した後に通知するものとする。

- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

### 14 お問い合わせ、提出先

沖縄県農林水産部 森林管理課 資源活用普及班

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁 9 階）（閉庁日は除く）

電話番号：098-866-2295 FAX：098-868-0700

Eメール：[aa048210@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa048210@pref.okinawa.lg.jp)

担当：平良、酒井